

別表六(二十七)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十七)

措 法 第 42 条 の 12 の 7 第 2 項 の 規 定 の 適 用 可 否					
特定生産性向上設備等に係る確認を受けた年月日	1	・	・	・	・
認定国際経済事情激変事業適応計画の認定年月日	2	・	・	・	・
事業種目	3				
資 産 区 分	種類	4			
	構造、用途、設備の種類又は区分	5			
	細目	6			
取 得 年 月 日	取得年月日	7	・	・	・
	事業の用に供した年月日	8	・	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	9		円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10			
	差引改定取得価額 (9) - (10)	11			

「19」欄

特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00730」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

当期税額基準額残額 (16) - (17)	20	円
税額控除限度超過額 (29の計)	21	
うち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	23	
当期繰越税額控除額 (22) - (23)	24	
法人税額の特別控除額 (19) + (24)	25	

当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額 $(15) \times \frac{7}{100}$	17		調整前法人税額超過構成額	18	
当期税額控除額 (17) - (18)	19		当期繰越税額控除額	24	
繰越可能当期税額控除限度額	26	円	法人税額の特別控除額	25	
同上のうち建物、建物附属設備及び構築物に係る額	27		繰越可能当期税額控除限度額	28	円
			繰越可能当期税額控除限度額の計算 $((26) - (27)) \times \frac{7}{100} + (27) \times \frac{4}{100}$		

「24」欄

特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00731」
- ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

事業年度	前期繰越額又は繰越可能当期税額控除限度額	当期控除可能額又は当期税額基準額	翌期繰越額 (9) - (30) (マイナスの場合は0)
・			
・			
・			
・			
・			
計		(22)	
当期分	(28)	(16)	外
合計			

(注) 本別表は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度が対象となります。